
3 0 0 7 . 輸 出 許 可 内 容 変 更 申 請 事 項 登 録

業 務 コー ド	業 務 名
E A A	輸 出 許 可 内 容 変 更 申 請 事 項 登 録

1. 業務概要

「輸出許可内容変更申請（ＥＡＣ）」業務に先立ち、以下の手続きに係る許可内容（以下、輸出等許可という。）を変更する場合に、輸出許可内容変更申請事項を登録する。

本業務では以下の許可の内容を変更することが可能である。

申告等種別コード	手続き内容
E	輸出申告
N	特定委託輸出申告
M	特定製造貨物輸出申告
R	積戻し申告
T	特定輸出申告
G	展示等積戻し申告

本業務を行う場合は、あらかじめ税関に申し出た後に行う。

登録した輸出許可内容変更申請事項はＥＡＣ業務までの間任意に訂正できる。

申告等種別コード「N」の場合、輸出承認証等識別欄に「ＡＥＯＵ」または「ＡＥＯＨ」を入力することで特定委託輸出申告が可能である。

申告等種別コード「M」の場合、輸出承認証等識別欄に「ＡＥＯＭ」を入力することで特定製造貨物輸出申告が可能である。

本業務は、税関の開庁時間にかかわらず行うことができる。

2. 入力者

（１）海上の場合

通関業

（２）航空の場合

航空会社、通関業、混載業

3. 制限事項

- ①大額申告の場合、入力欄数は９９欄以下であること。
- ②少額申告の場合、入力欄数は１欄であること。
- ③申告価格の合計が１３桁以下であること。
- ④按分係数の合計が１８桁（小数点を含む）以下であること。
- ⑤邦貨換算後のベーシックプライスの金額、ＦＯＢ価格、インボイス価格は、それぞれ１３桁以下であること。
- ⑥輸出統計品目番号に係る数量が統計数量への換算を要する品目である場合は、換算後の数量が１２桁以下であること。
- ⑦本業務及び「輸出申告変更事項登録（ＥＤＡ０１）」業務により発生する枝番は、９以下であること。
- ⑧航空の場合は、貨物の総重量が１０００トン未満であること。

4. 入力条件

（１）入力者チェック

（Ａ）海上の場合

- ①システムに登録されている利用者であること。
- ②輸出申告ＤＢに登録されている申告者と同一であること。
- ③輸出申告ＤＢに登録されている申告者と異なる場合は、申告者との業務の受委託関係がシステムへ登録されていること。

- ④輸出許可内容変更申請事項の訂正の場合は、輸出申告DBに登録されている本業務を行った通関業者と同一であること。
- ⑤特定委託輸出申告で当初申告者以外が数量等変更を行う場合は、申請者がシステムに認定通関業者として登録されていること。
- ⑥輸出承認証等識別欄に外為法電子ライセンスに対応するコードが入力された場合は、入力者が通関業者指定DBに登録されている利用者（先頭5桁）と同一であること。ただし、船（機）名変更の場合は、チェックしない。

(B) 航空の場合

(a) 通関業が行う場合

- ①システムに登録されている利用者であること。
- ②輸出申告DBに登録されている申告者と同一であること。
- ③輸出申告DBに登録されている申告者と異なる場合は、申告者との業務の受委託関係がシステムへ登録されていること。
- ④輸出許可内容変更申請事項の訂正の場合は、輸出申告DBに登録されている本業務を行った通関業者と同一であること。
- ⑤特定委託輸出申告で当初申告者以外が数量等変更を行う場合は、申請者がシステムに認定通関業者として登録されていること。
- ⑥電子インボイス受付番号に入力があつた場合は、当初事項登録者、申告者または入力者がインボイス・パッキングリストDBに登録されている通関業者または航空貨物代理店と同一であること。
- ⑦輸出承認証等識別欄に外為法電子ライセンスに対応するコードが入力された場合は、入力者が通関業者指定DBに登録されている利用者（先頭5桁）と同一であること。ただし、船（機）名変更の場合は、チェックしない。

(b) 航空会社または混載業が行う場合

- ①システムに登録されている利用者であること。
- ②通関蔵置場が入力者の管轄区域内であること。（特定輸出申告、特定委託輸出申告または特定製造貨物輸出申告の場合は、通関蔵置場または積込港が入力者の管区域内であること。）
なお、船（機）名変更の場合で、許可時の積込港を管轄する税関と、許可時のあて先官署を管轄する税関が異なる場合は、チェックしない。
- ③輸出許可内容変更申請事項の訂正の場合は、輸出申告DBに登録されている本業務を行った利用者と同じであること。

(2) 入力項目チェック

(A) 単項目チェック

「入力項目表」及び「オンライン業務共通設計書」参照。

(B) 項目間関連チェック

「入力項目表」及び「オンライン業務共通設計書」参照。

(3) 輸出申告DBチェック（海上のみ）

- (A) 申告番号が輸出申告DBに存在すること。
- (B) 輸出等許可済であること。
- (C) 以下の登録がされていないこと。
 - ①「輸出取止再輸入許可」
 - ②「積戻し取止」
 - ③「輸出等許可後の手作業移行」
 - ④「特定輸出許可取消」
- (D) 洋上輸出で許可を得ていないこと。

- (E) 郵便物の場合は、出港予定年月日を過ぎていないこと。
 - (F) 「輸出取止め再輸入申告事項登録 (E E A)」業務が行われていないこと。
- (4) 輸出申告DBチェック (航空のみ)
- (A) 申告番号が輸出申告DBに存在すること。
 - (B) 輸出等許可済であること。
 - (C) 以下の登録がされていないこと。
 - ① 「輸出取止再輸入許可」
 - ② 「積戻し取止」
 - ③ 「輸出等許可後の手作業移行」
 - ④ 「積込港変更」
 - ⑤ 「数量変更」
 - ⑥ 「許可後の輸出等申告の携帯品への変更」
 - ⑦ 「特定輸出許可取消」
 - (D) 郵便物である旨の入力がある場合は、出港予定年月日を過ぎていないこと。
 - (E) E E A業務が行われていないこと。
- (5) 貨物情報DBチェック (海上のみ)
- 以下のいずれかの場合はチェックを行わない。
- ① 「貨物情報切替登録 (C H G)」業務により航空貨物への貨物移送を行った場合
 - ② 郵便物である旨の入力がある場合
- (A) 輸出管理番号が貨物情報DBに存在すること。
 - (B) 輸出貨物または積戻し貨物であること。
 - (C) 数量等変更の場合は、入力された以下の項目が貨物情報DBに登録されている内容と一致すること。
(①については、特定輸出申告、特定委託輸出申告及び特定製造貨物輸出申告の場合はチェックしない。)
 - ① 蔵置場所
 - ② 貨物個数
 - ③ 個数単位コード
 - (D) 貨物が分散蔵置されている場合は、蔵置場所は5ヶ所以内であること。
 - (E) 輸出等許可済であること。
 - (F) 仕分けの親となっていないこと。
 - (G) 仕合せの親となっていないこと。
 - (H) 本船扱い貨物を除く貨物について船積情報登録による船積処理がされていないこと。
 - (I) 本船扱い貨物の場合は、船積確認登録がされていないこと。
 - (J) 数量等変更の場合は、訂正保留となっていないこと。
 - (K) 貨物情報DBに本船・ふ中扱い承認申請番号が登録されている場合は、同一の本船・ふ中扱い承認申請番号が入力されていること。
 - (L) 以下の登録がされていないこと。
 - ① 「不積返送承認」
 - ② 「亡失届受理」
 - ③ 「滅却承認」
 - ④ 「現場収容」
 - ⑤ 「税関内収容」
 - ⑥ 「その他の搬出承認」
 - (M) 貨物手作業移行されていないこと
 - (N) 他所蔵置場所で通関する場合で、他所蔵置許可申請番号が入力された場合は、以下のチェックを行う。

(特定輸出申告、特定委託輸出申告及び特定製造貨物輸出申告の場合はチェックしない。ただし、②については蔵置中に限ってチェックを行う。)

①数量等変更の場合は、貨物情報DBに登録されている他所蔵置許可申請番号と一致すること。

②本業務の入力日が他所蔵置の許可期間内であること。

(6) 輸出貨物情報DBチェック (航空のみ)

郵便物である旨の入力がある場合は、チェックを行わない。

(A) AWB番号が輸出貨物情報DBに存在すること。

(B) 当該申告に係る貨物であること。

(C) MAWBでないこと。

(D) 仮陸揚げ貨物でないこと。

(E) システム外許可済でないこと。

(F) 貨物の輸出または積戻しの区分と、申告等種別コード及び貿易形態別符号の輸出または積戻しの区分が一致すること。

(G) 車上通関扱いの旨が登録されている場合は、輸出申告DBの輸出承認証等識別に車上通関扱いの旨が登録されていること。

(H) 輸出等許可済であること。

(I) 仕分け親または仕合せ親となっていないこと。

(J) 仕分けまたは仕合せされている場合は、取扱確認が行われていること。

(K) 入力された以下の項目が輸出貨物情報DBに登録されている内容と一致すること。

①蔵置場所

②貨物個数

(L) 訂正保留となっていないこと。

(M) 以下の登録がされていないこと。

①「貨物差止め」

②「亡失届受理」

③「滅却承認」

④「その他」

(N) 貨物手作業移行されていないこと

(O) 搭載完了登録されていないこと。

(P) 税関への通知を要する事故情報が登録されている場合、税関による事故確認が登録されていること。

(Q) 他所蔵置場所で通関する場合、他所蔵置許可申請番号が入力された場合は、以下のチェックを行う。

①数量等変更の場合は、輸出貨物情報DBに登録されている他所蔵置許可申請番号と一致すること。

②本業務の入力日が他所蔵置の許可期間内であること。

(R) UBG貨物でないこと。

(7) 輸出品目DBチェック

(A) 大額申告 (展示等積戻し許可を除く) の場合は、以下のチェックを行う。

①輸出統計品目番号が輸出品目DBに存在すること。

②輸出統計品目番号に適用期間が定められている場合は、申告年月日が適用期間内であること。

③輸出統計品目番号について、あらかじめ適用条件が付されている場合は、その範囲内であること。

④輸出品目DBに金統計計上である旨の登録がされている場合は、NACCS用コード欄に「Y」(再輸出の貨物の旨)の入力がないこと。

(B) 少額申告または展示等積戻し許可の場合で、輸出統計品目番号の入力がある場合は、以下のチェックを行う。

①輸出統計品目番号が輸出品目DBに存在すること。

②輸出統計品目番号欄に9桁の品目コードが入力された場合で、輸出統計品目番号に適用期間が登録さ

れている場合は、申告年月日が適用期間内であること。

(8) 輸出関税減免税コードDBチェック

- ①関税減免税コードが輸出関税減免税コードDBに存在すること。
- ②申告年月日が、関税減免税コードの適用期間内であること。
- ③特定輸出許可、特定委託輸出申告または特定製造貨物輸出申告の場合は、関税減免税コードが、特定輸出申告で使用不可の旨の登録がされていないこと。

(9) 輸出貿易管理令関連チェック

- ①輸出承認証等区分欄に輸出貿易管理令（以下、「輸出令」という。）別表１の許可済に該当するコードの入力がある場合は、いずれかの輸出貿易管理令別表コード欄に輸出令別表１に該当するコードの入力があること。
- ②輸出貿易管理令別表コード欄に輸出令別表１に該当するコードの入力がある場合は、輸出承認証等区分欄に輸出令別表１の許可済に該当するコードの入力があること。
- ③輸出承認証等区分欄に輸出令別表２の承認済に該当するコードの入力がある場合は、いずれかの輸出貿易管理令別表コード欄に輸出令別表２に該当するコードの入力があること。
- ④輸出貿易管理令別表コード欄に輸出令別表２に該当するコードの入力がある場合は、輸出承認証等区分欄に輸出令別表１の許可済または輸出令別表２の承認済に該当するコードの入力があること。
- ⑤輸出貿易管理令別表コード欄に無償貨物に限り適用されるコードの入力がある場合は、インボイス価格区分コード欄に無償貨物の旨または有償貨物と無償貨物の混在の旨の入力があること。
- ⑥輸出貿易管理令別表コード欄に少額申告に限り適用されるコードの入力がある場合は、当該申告は少額申告であること。
- ⑦輸出貿易管理令別表コード欄に入力されたコードに対して適用される仕向国がある場合は、入力された最終仕向地の国名と一致すること。
- ⑧輸出承認証等区分欄に輸出令別表コードの入力を要するコードの入力がある場合は、いずれかの輸出貿易管理令別表コード欄に入力があること。
- ⑨特定輸出許可、特定委託輸出申告または特定製造貨物輸出申告の場合は、輸出貿易管理令別表コード欄に輸出令別表１の第１項に該当するコードが入力されていないこと。
- ⑩輸出承認証等区分欄に「ＦＥ」または「ＦＴ」の入力がある場合は、承認証等識別欄に輸出許可に該当するコードの入力があること。
- ⑪輸出承認証等区分欄に「Ｅ１」または「Ｅ２」の入力がある場合は、承認証等識別欄に輸出承認に該当するコードの入力があること。
- ⑫輸出貿易管理令別表コード欄に輸出令別表１に該当するコードの入力がある場合は、外為法第４８条コード欄に入力があること。
- ⑬輸出貿易管理令別表コード欄に輸出令別表１以外に該当するコードの入力がある場合は、外為法第４８条コードに入力欄がないこと。
- ⑭輸出貿易管理令別表コード欄が入力されていない場合は、外為法第４８条コード欄に入力がないこと。

(10) インボイス・パッキングリストDBチェック

- (A) 電子インボイス受付番号の入力があつた場合は、以下のチェックを行う。
- ただし、電子インボイス受付番号が変更された場合のみチェックを行う。
- ①入力された電子インボイス受付番号が、インボイス・パッキングリストDBに存在すること。
 - ②輸出インボイスであること。
 - ③他の輸出申告等で使用されていないこと。
- (B) インボイス識別欄に「C」の入力がある場合は、「インボイス・パッキングリスト仕分情報登録（IVB）」業務、または「インボイス・パッキングリスト仕分情報本登録（IVB03）」業務がされていること。

(11) ライセンスDBチェック

- (A) 輸出承認証等識別欄に外為法電子ライセンスに対応するコードが入力された場合、以下のチェックを行う。ただし、船（機）名変更の場合は、チェックしない。
- ①電子ライセンス番号が、輸出承認証番号等欄に重複して入力されていないこと。
 - ②電子ライセンス番号が、ライセンスDBに存在すること。
 - ③電子ライセンス番号が、無効となっていないこと。
 - ④申告日が、ライセンスDBに登録されている有効期限内であること。ただし、ライセンスDBに登

録されている有効期間の終了日が、「行政機関の休日に関する法律」に規定する行政機関の休日に当たるときは、これらの休日の翌日を有効期間の終了日とする。

⑤入力された輸出承認証等識別が、ライセンスDBに登録された承認証等識別と一致すること。

⑥入力された輸出者コードが、ライセンス所有者（申請者区分「本人」「委任」「連名」）にかかる申請者個別情報DBに登録されている輸出入者コードまたは法人番号と一致すること。また、国内用輸出入者DBにて輸出入者コードと法人番号が紐づいて登録されている場合は、相互に変換してチェックを行う。

ただし、ライセンス所有者に申請者区分「委任（特定）」が存在する場合は、チェックを行わない。

⑦輸出者コードが入力されていない場合、ライセンス所有者に無符号輸出者が存在すること。ただし、ライセンス所有者に申請者区分「委任（特定）」が存在する場合は、チェックを行わない。

（B）輸出承認証等識別欄に外為法書面ライセンスに対応するコードが入力された場合、以下のチェックを行う。ただし、船（機）名変更の場合は、チェックしない。

①書面ライセンス番号が、ライセンスDBに存在しないこと。存在する場合は、ライセンスDBに紙交付・紙切替の旨が登録されていること。

（4）12 その他のチェック

（A）大額申告の場合、少額申告の場合にかかわらないチェック

①輸出申告時の税額計算用の換算レートがシステムに登録されていること。

②MDA貨物の場合の申請官署は、MDA受付官署であること。

③申請官署は、輸出申告受付官署であること。

④EAA業務を行った後、EAC業務を行うまでの間は、変更識別が変更されていないこと。

ただし、航空の場合は、EAA業務を行った後、EAC業務を行うまでの間の変更識別の変更は、申告番号枝番が1つ前の申告番号を入力することで可能。

⑤申告先種別コード欄に「T」が入力された場合は、特別通関貨物（税関の開庁時間外における常駐体制の整備官署に申告する貨物）を受け付ける税関官署及び部門がシステムに登録されていること。

⑥変更識別コード欄に数量変更の旨が入力された場合は、入力者は通関業であること。（航空のみ）

（B）大額申告の場合のみのチェック

①欄単位の申告価格を算出する場合で、ベーシックプライス按分係数欄に入力されていない欄がある場合は、申告価格は按分計算をしないで算出できること。

②ベーシックプライス合計欄に入力がある場合は、入力された値はベーシックプライス按分係数欄に入力された按分係数の合計値より大きいとか等しいこと。

③欄統合後に申告価格が201,000円以上になる欄が1欄以上存在すること。

④1欄目から順次入力され途中に入力されていない欄がないこと。

⑤全欄が無償貨物に係る入力でないこと。

（C）申請官署に係るチェック

①輸出申告等（特定輸出申告、特定委託輸出申告及び特定製造貨物輸出申告を除く）の場合は、申告官署は通関蔵置場を管轄する税関内の官署または当初許可税関であること。

②特定輸出申告、特定委託輸出申告または特定製造貨物輸出申告の場合は、積込港を管轄する税関内の官署への申告を可能とする。

ただし、入力者が通関業以外の場合は積込港を管轄する税関の管轄区域内の利用者のみ可能。

③特定輸出申告、特定委託輸出申告または特定製造貨物輸出申告の場合で、入力者が通関業以外かつ積込港を管轄する税関の管轄区域内の利用者である場合は、入力者の管轄区域外の通関蔵置場を管轄する税関への申告を可能とする。

④船（機）名変更の場合で、入力者が通関業以外、かつ通関蔵置場が入力者の管轄区域外である場合は、以下のチェックを行う。（航空のみ）

・許可時（輸出許可内容変更されている場合は、直前の輸出許可内容変更承認時）の積込港がシス

テム内空港の場合は、当該積込港と、申請官署の管轄する積込港が一致すること。

- ・許可時（輸出許可内容変更されている場合は、直前の輸出許可内容変更承認時）の積込港がシステム外空港の場合は、当該積込港を管轄する税関と、申請官署を管轄する税関が一致すること。

⑤申告貨物識別が郵便物にかかる識別でない場合は、申請官署は外郵官署でないこと。

5. 処理内容

○：処理を行う

項番	処理名	展示等積戻し申告	左記以外
1	入力チェック処理	○	○
2	申請官署決定処理	○	○
3	邦貨換算処理		○
4	申告価格算出処理	○	○
5	申告価格の統合処理	○	○
6	統計計上用計算処理	○	○
7	代表輸出統計品目番号の設定処理		○
8	申請先部門の決定処理	○	○
9	蔵置官署の決定処理	○	○
10	蔵置部門の決定処理	○	○
11	申告番号の枝番払出し処理	○	○
12	輸出申告DB処理	○	○
13	貨物情報DB処理（海上のみ）	○	○
14	輸出貨物情報DB処理（航空のみ）	○	○
15	インボイス・パッキングリストDB処理		○
16	添付ファイル管理DB処理（海上のみ）	○	○
17	ライセンスDB処理		○
17	注意喚起メッセージ出力処理	○	○
18	出力情報出力処理	○	○

（１）入力チェック処理

前述の入力条件に合致するかチェックし、合致した場合は正常終了とし、処理結果コードに「０００００－００００－００００」を設定の上、以降の処理を行う。

合致しなかった場合はエラーとし、処理結果コードに「０００００－００００－００００」以外のコードを設定の上、処理結果通知の出力を行う。（エラー内容については「処理結果コード一覧」を参照。）

（２）申請官署決定処理

（Ａ）申請官署コード欄に入力がある場合は、入力された申請官署とする。

（Ｂ）申請官署コード欄に入力がない場合は、申告先種別コード欄ごとに、以下の項番の順で決定する。

項番	申告先種別コード欄 処理	スペース、Y、K、E	R	T
1	以下の条件をすべて満たす場合 ①入力者が認定通関業者である ②蔵置場の管轄税関官署に認定通関業者用申請官署に変換を行う旨が登録されている ③入力者について認定通関業者用申請官署がシステム登録されている	認定通関業者用申請官署	蔵置場を管轄する申請官署	蔵置場を管轄する特別通関貨物を受付ける申請官署

2	以下の条件をすべて満たす場合 ①航空である ②入力者について通関業者用申請官署がシステムに登録されている	通関業者用申請官署	通関業者用申請官署	
3	上記以外の場合	蔵置場を管轄する申請官署	蔵置場を管轄する申請官署	

(3) 邦貨換算処理

インボイス通貨コード欄、FOB通貨コード欄及びベーシックプライス通貨コード欄に入力された通貨コードが「JPY」以外の場合は、それぞれの価格を邦貨に換算する。

(A) 処理条件

- ①通貨コードにより税額計算用の換算レートを適用する。
- ②輸出申告時の税額計算用の換算レートを使用する。
- ③邦貨への換算は入力項目単位に行う。

(B) 換算式

入力金額×適用レート

なお、換算の都度、円未満は切捨てる。

(4) 申告価格算出処理

欄部毎に以下のとおり申告価格を算出する。

(A) ベーシックプライス金額欄に入力された場合

ベーシックプライス金額を「邦貨換算処理」に基づいて邦貨に換算し、申告価格とする。

(B) ベーシックプライス按分係数欄に入力された場合

$\frac{\text{申告価格合計}^{*1} \times \text{ベーシックプライス按分係数}}{\text{ベーシックプライス合計}^{*2}}$ を申告価格^{*3}とする。

(*1) 下記のいずれかを「邦貨換算処理」に基づいて邦貨に換算し、申告価格合計とする。

- ①FOB価格欄に入力がある場合は、FOB価格欄
- ②FOB価格欄に入力がない場合は、インボイス価格欄

(*2) 下記のいずれかをベーシックプライス合計とする。

- ①ベーシックプライス合計欄の入力値
- ②ベーシックプライス合計欄に入力がない場合は、ベーシックプライス按分係数を入力している欄の合計値

(*3) 申告価格の円位未満は切捨てる。

(C) ベーシックプライス金額欄、ベーシックプライス按分係数欄のいずれにも入力がない場合

下記のいずれかを「邦貨換算処理」に基づいて邦貨に換算し、申告価格とする。

- ①FOB価格欄に入力がある場合は、FOB価格欄
- ②FOB価格欄に入力がない場合は、インボイス価格欄

(5) 申告価格の統合処理

当該申告が大額申告の場合にのみ、輸出統計品目番号が同一のものについて、「申告価格算出処理」により取得した申告価格を統合する。

NACCS用コード欄に「Y」（再輸出の貨物の旨）が入力された欄については、「Y」が入力された欄のみで統合を行う。

NACCS用コード欄に「X」（少額合算の貨物の旨）が入力された欄は統合しない。

(6) 統計計上用計算処理

当該申告が大額申告であり、かつ普通貿易統計、金統計または通過貿易統計の計上条件に該当する場合に、以下の処理を行う。

ただし、次の場合は、普通貿易統計計上及び金統計計上から除外する。

- ①NACCS用コード欄に「E」（普通貿易統計計上除外の貨物の旨）が入力されている場合で、輸出品目DBに金統計計上である旨の登録がされていない物品。
- ②NACCS用コード欄に「T」（通過貿易統計計上対象の貨物の旨）が入力されている物品。
- ③輸出貿易管理令別表コード欄に入力されたコードにより統計計上除外となる物品。
- ④関税減免戻税コード欄に入力されたコードにより統計計上除外となる物品。
- (A) 統計用申告価格の算出
 - 「申告価格の統合処理」により統合した範囲内で、統計計上となる欄の申告価格を累積し、統計用申告価格とする。
 - なお、累積した申告価格は1000円未満を切捨てる。
- (B) 統計数量への換算処理
 - 「申告価格の統合処理」により統合した範囲内で、統計計上となる欄について入力された数量単位をシステムに登録されている統計単位に基づき統計数量に換算し累積したものを統計数量とする。
 - なお、累積した数量は統計単位未満を切捨てる。
- (7) 代表輸出統計品目番号の設定処理
 - 当該申告が大額申告の場合にのみ行う。
 - 「申告価格算出処理」により取得した申告価格^{*4}の一番高い欄の輸出統計品目番号の上位4桁を代表輸出統計品目番号として設定する。
 - NACCS用コード欄に「X」（少額合算の貨物の旨）が入力されている場合は、代表輸出統計品目番号にはならない。
 - (※4) 申告価格の統合処理により統合された場合は、統合後の申告価格
- (8) 申請先部門の決定処理
 - 輸出統計品目番号欄等に入力された内容に基づき、申請先部門を決定する。ただし、申請先部門コード欄に入力がある場合は、入力された部門とする。
- (9) 蔵置官署の決定処理
 - 通関予定蔵置場コードに基づき、蔵置官署を決定する。
- (10) 蔵置部門の決定処理
 - 申請官署と蔵置官署が同一の場合は、あて先部門を蔵置部門とする。
 - 申請官署と蔵置官署が異なる場合は、輸出統計品目番号欄等に入力された内容に基づき、蔵置部門を決定する。
- (11) 申告番号の枝番払い出し処理
 - 申告番号の枝番を払い出す。
 - ただし、輸出許可内容変更申請事項の訂正の場合は、枝番の払出しを行わない。
- (12) 輸出申告DB処理
 - ①入力内容を輸出申告DBに登録・更新する。
 - ②枝番を払い出した場合は、旧申告番号の申告情報に削除の旨を設定する。（海上のみ）
 - ③枝番を払い出した場合の新申告番号の申告情報は、EAC業務が行われない場合、一定期間経過後システムから削除される。（航空のみ）
 - ④輸出申告DBに登録されている通関士審査結果を取り消す。
- (13) 貨物情報DB処理（海上のみ）
 - 貨物情報DBを更新する。ただし、以下のいずれかの場合は、以下の処理を行わない。
 - ①CHG業務により航空貨物への貨物移送を行った場合
 - ②郵便物である旨の入力がある場合
- (14) 輸出貨物情報DB処理（航空のみ）
 - 郵便物である旨の入力がある場合は、処理を行わない。
 - ①輸出貨物情報DBを更新する。

- ②AWB番号が変更されている場合は、変更前のAWB番号に係る輸出貨物情報DBから輸出申告された旨を取り消す。

(15) インボイス・パッキングリストDB処理

(A) 海上の場合

- (a) 電子インボイス受付番号欄に輸出申告DBに登録されている電子インボイス受付番号と異なる内容の入力があつた場合

- ①入力された電子インボイス受付番号に係るインボイス・パッキングリストDBに、輸出申告等がされた旨を登録する。
- ②輸出申告DBに登録されている電子インボイス受付番号に係るインボイス・パッキングリストDBから、輸出申告等がされた旨を取り消す。

- (b) 電子インボイス受付番号欄に入力がない場合

輸出申告DBに登録されている電子インボイス受付番号に係るインボイス・パッキングリストDBから、輸出申告等がされた旨を取り消す。

(B) 航空の場合

電子インボイス受付番号欄に輸出申告DBに登録されている電子インボイス受付番号と異なる内容の入力があつた場合に、入力された電子インボイス受付番号に係るインボイス・パッキングリストDBに、輸出許可内容変更申請事項登録がされた旨を登録する。

(16) 添付ファイル管理DB処理（海上のみ）

入力された申告等番号に対して、添付ファイルの登録が行われている場合は、手続きの状況を添付ファイル管理DBに登録する。

(17) ライセンスDB処理

輸出承認証等識別欄に外為法電子ライセンスに対応するコードが入力された場合、「外為法 突合情報登録（J T Z）」業務を自動起動する旨を登録する。ただし、船（機）名変更の場合は、登録を行わない。

(17) 注意喚起メッセージ出力処理

以下の場合、注意喚起メッセージとして処理結果通知に出力する。

- ①申請官署と当初許可官署、通関蔵置場を管轄している税関官署または当該事項登録入力者に係る認定通関業者用申告先官署が異なる場合。（自由化申告、特定輸出申告、特定委託輸出申告及び特定製造貨物輸出申告は除く）
- ②統合処理後の輸出統計品目番号毎の申告価格がシステムに設定されている単価の範囲以外の場合。
- ③貨物に事故情報が登録されている場合。（海上のみ）
- ④輸出貿易管理令別表コード欄に申告価格合計の範囲を限定するコードの入力がある場合において、当該コード毎の申告価格合計がその範囲を超える場合。
- ⑤邦貨換算後の「FOB価格」が、邦貨換算後の「インボイス価格」より大きい場合。

(18) 出力情報出力処理

後述の出力情報出力処理を行う。出力項目については「出力項目表」を参照。

6. 出力情報

情報名	出力条件	出力先
処理結果通知	なし	入力者
輸出許可内容変更申請入力控情報	なし	入力者

7. 特記事項

(1) 入力画面コードについて

端末パッケージで入力画面を表示する場合は、申告等種別および大額・少額識別により画面コードを指定する必要がある。

なお、指定可能な画面コードと申告等種別の組み合わせは以下の通りであり、使用できない組み合わせの場合はエラーとなる。(画面コードと大額・少額識別の組み合わせはチェックしない。)

指定する画面			選択条件	
システム	画面コード	画面名	申告等種別	大額・少額識別
海上	S E L	輸出申告 (大額)	「E」、「N」、「M」または「R」の場合	「L」の場合
	S E S	輸出申告 (少額)	「E」、「N」、「M」または「R」の場合	「S」の場合
	S T L	特定輸出申告 (大額)	「T」の場合	「L」の場合
	S T S	特定輸出申告 (少額)	「T」の場合	「S」の場合
	S G L	展示等積戻し申告 (大額)	「G」の場合	「L」の場合
	S G S	展示等積戻し申告 (少額)	「G」の場合	「S」の場合
航空	A E L	輸出申告 (大額)	「E」、「N」、「M」または「R」の場合	「L」の場合
	A E S	輸出申告 (少額)	「E」、「N」、「M」または「R」の場合	「S」の場合
	A T L	特定輸出申告 (大額)	「T」の場合	「L」の場合
	A T S	特定輸出申告 (少額)	「T」の場合	「S」の場合
	A G L	展示等積戻し申告 (大額)	「G」の場合	「L」の場合
	A G S	展示等積戻し申告 (少額)	「G」の場合	「S」の場合